

検満メーター取替等業務委託について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、福島市水道事業会計規程(以下「会計規程」という。)第153条に基づき公告する。

令和7年2月25日

福島市水道事業管理者
清野 一浩

記

1	業務委託名	検満メーター取替等業務委託		
2	業務委託場所	福島市給水区域		
3	業務委託概要	1. 検満メーター取替業務 ・ 検満メーター取替工 φ13mm～φ150mm (材料支給) ・ その他取替 (撤去含) φ13mm～φ100mm 計	17,932 箇所 434 箇所 18,366 箇所	
		2. 調査業務 ・ 水圧調査業務 45箇所	1	式
4	委託期間 (契約期間)	令和7年4月1日(火) から 令和8年3月31日(火)		
5	予定価格	非公表		
6	最低制限価格	有		
7	入札参加形態	単体又は特定業務委託共同企業体の混合		
	単体企業及び特定業務委託共同企業体入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、水道事業管理者による当該業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者		
	①	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者		
	②	単体企業及び特定業務委託共同企業体の場合における構成員が福島市の令和6年度競争入札参加資格の認定を受けている者		
	③	暖冷房衛生設備工事に登録があり、かつ、福島市水道局指定給水装置工事業者に登録のある者		
	④	福島市水道局において競争入札参加停止期間中でない者		
	⑤	破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。		
8	単体企業で入札に参加する場合の資格要件			
	① 所在地区分	福島市内に本店を有する者		
	② 技術者の配置	特記仕様書に記載の技術者を配置できる者		
	③ 工事施工実績	令和元年度以降に給水装置工事の施工実績を有する者		
	特定業務委託共同企業体を結成する場合の資格要件			
	① 構成員の数	構成員は3者以内とする。		
	② 構成員の組み合わせ	福島市内に本店を有するもの。 また、単体での参加及び他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。		
	③ 代表構成員	代表構成員は構成員のうち出資比率の大きい方でなければならない。		
	④ 構成員の最小出資比率	2者の場合：構成員の最小出資率30%以上とする。 3者の場合：構成員の最小出資率20%以上とする。		
	⑤ 技術者の配置	特記仕様書に記載の技術者を配置できる者		
	⑥ 工事施工実績	令和元年度以降に給水装置工事の施工実績を有する者		
	設計図書等の閲覧・貸与について			
	① 閲覧・貸与場所	福島市水道局 水道総務課 管財契約係		
	② 閲覧・貸与期間	令和7年2月25日(火) から 令和7年3月6日(木) (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで		
	③ 貸与方法	様式1：設計図書閲覧及び貸出申込票による(先着順) 貸出日の翌開庁日午後4時まで		
	④ その他	期間内に設計図書等の閲覧・貸与をされない方は入札参加申請できません。		
	質問について			
	① 質問方法	様式2：質問書により、水道総務課へファクスすること。 ファクス：024-535-1133		
	② 質問期間	令和7年2月25日(火) から 令和7年3月6日(木)午後4時まで		
	③ 質問に対する回答	令和7年3月7日(金)までに水道局ホームページへ掲載する。		

入札参加資格の確認申請の提出について			
入札参加資格の確認申請の提出書類		(ア)資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。 (イ)提出された資料を局は無断で使用することができないものとする。 (ウ)提出された入札書・資料の返却、差替えは認められない。	
11	①		
	i	資格確認申請書	様式3：競争入札参加資格確認申請書により提出。
	ii	特定業務委託共同企業体協定書	特定業務委託共同企業体協定書の写し(様式1-2：協定書様式) (特定業務委託共同企業体で参加する場合)
	iii	施工実績	様式4：法人の実績として、「給水装置工事の施工実績」及び次の(ア)を添付し提出。 (ア)施工実績を証明する契約書の写し(工事名称・発注者・受注者の記載のある頁は必須)
	iv	配置予定の技術者	様式5：「技術者経歴書」により配置予定技術者に係る次の(ア)、(イ)を添付し提出。 (ア)技術者の施工実績にかかる契約書の写し (イ)給水装置工事主任技術者の資格を有すると認められる証明書の写し (配置予定技術者が管工事施工管理技士の資格を有する場合は、その資格が認められる証明書の写しを添付)
v	その他の提出書類	入札日において有効期限内である総合評定値通知書の写し (ただし、特定業務委託共同企業体の場合は代表構成員及びその他の構成員)	
②	提出方法	窓口へ持参(郵送、電送は不可)	
③	提出先	福島市水道局 水道総務課 管財契約係	
④	提出期間	令和7年2月25日(火)から令和7年3月10日(月)まで (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで	
12	入札参加資格の決定	令和7年3月13日(木)ただし、参加資格者は入札時まで非公表 (ア)競争入札参加資格確認通知書は決定後郵送にて送付する。 (イ)入札参加資格がないと認められた者は、令和7年3月19日(水)までに書面の持参により理由の説明を求めることができる。	
入札について			
13	①	入札方法	(ア)入札書の記載金額は、税抜きの本体価格とする。 (イ)業務委託費内訳書(様式6)を入札書と一緒に封筒に入れ提出すること。 郵便、電信による入札は不可とする。 (ウ)詳細については、競争入札心得の注意事項による。
	②	入札回数	2回を限度とする。
	③	入札日時	令和7年3月24日(月)午前10時00分
	④	入札場所	福島市役所9階 ミーティングスペース [〒960-8601福島市五老内町3番1号]
	⑤	その他	競争入札参加資格確認通知書の原本又は写しを必ず持参すること。
14	入札保証金	免除	
15	契約保証金	請負代金の100分の10以上の額とし、福島市水道局工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項各号(以下参照)に掲げるいずれかの保証を付するものとする。 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結	
16	連帯保証人	要	
17	支払条件・契約条項	(ア)約款に準じる。 (イ)本件業務委託に係る予算措置の減額又は削除があった場合は、この契約手続きを中止又は取消することができるものとする。 (ウ)契約日は予算が成立する3月議会定例会議終了後とする。 (エ)契約日から着手日までの期間は、受注者の準備期間とし、この期間に係る経費についても受注者の負担とする。	
18	契約書作成の要否	要	
19	入札の無効	本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、水道事業管理者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止中である者等入札時点において記8に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。	
20	入札の中止について	(ア)入札参加者が1者の場合であっても、この入札を実施する。 (イ)本件入札に関し、競争性の確保が困難と判断されるときは入札を中止することがある。 (ウ)本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。	
21	その他	(ア)本件に係る入札参加申請時の配置予定技術者は単体の場合は1名とし、特定業務委託共同企業体の場合は各構成員とする。 (イ)書類の作成については、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。 (ウ)落札者決定後、配置予定技術者の変更は認めない。ただし、病気・死亡・退職等特別な理由により配置予定技術者の変更をする場合には、変更の承認を得た上で当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。 (エ)業務引継ぎに係る従業員の人件費については、落札者の負担とする。	
22	問い合わせ先	福島市水道局 水道総務課 管財契約係 〒960-8601福島市五老内町3番1号 (福島市役所9階) 電話：024-535-1118 ファクス：024-535-1133	